

指定給水装置工事事業者の皆様へ

南房総市水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者制度は5年毎の更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

この改正により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となり、有効期間内での更新手続きが必要となります。

現行制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、**初回の更新までの有効期間が異なります。**（下図参照）

指定を受けた年月日	初回更新までの有効期限
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者の皆様宛に、お知らせ文を通知します。なお、郵便不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の3の2（指定の更新）に準拠

- ①事業者ごとに給水装置工事主任技術者の選任すること
- ②厚生労働省令で規定された機械器具を有すること
- ③水道法第25条の3第1項第3号で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1号及び第2号
- ・機械器具調書
- ・法人の事業者は定款の写し及び登記簿事項証明書 ※申請日から3カ月以内のもの
- ・個人の事業者は住民票の写し ※申請日から3カ月以内のもの
- ・選任する給水装置工事主任技術者免状の写し

●指定更新申請時に、以下3項目の確認を行います

- ①指定給水装置工事事業者の業務内容
- ②給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ③配管技能者の配置状況

更新申請についての問い合わせ先
南房総市水道局工務係
TEL 0470-44-4611